

水道水から地下水利用への転換に対する取組状況調査結果について

平成 26 年 3 月
千葉県総合企画部水政課

1 はじめに

近年、水道使用者が経費節減を目的に上水道から地下水に転換することにより、水道事業体の収益に影響を及ぼしているといった報道等が全国的に見受けられるところである。

そこで、県では、この実態を把握するため、平成 25 年 3 月、県内 41 水道事業体を対象に地下水利用への転換状況等の調査を行った。この結果、23 事業体において、上水道から地下水への転換実態を把握しており、このうち、その対応策を実施していると回答があったのは、水道料金に関する対応で 2 事業体、大口使用者に対する水道利用の P R 等に関する対応で 3 事業体のみであった。

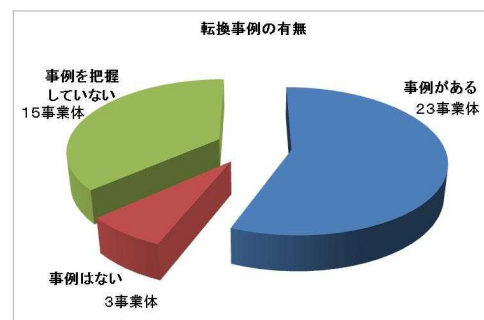
こうした状況を考慮して、県では、本年度、この調査結果を基に、水道料金による対応を行った 2 事業体と、対応策を検討したが実施に至らなかった 2 事業体に対して、聞き取り調査を行った。また、本年 1 月には、県内水道事業体での取組としては見られなかった他県の先進事例について、現地調査等を行ったところである。

今般、これらの調査結果を取りまとめたので、県内水道事業体の対応策の検討に資するよう情報提供するものである。

2 県内における上水道から地下水利用への転換状況（別添資料 1 参照）

・県内水道事業体の約 6 割で転換事例

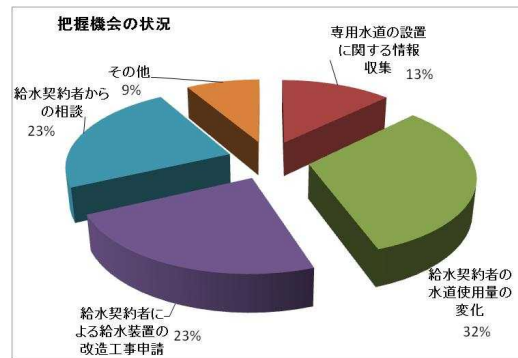
地下水利用への転換状況については、既に「平成 25 年 6 月 6 日付け水政第 127 号」で、その調査結果を県内水道事業体に通知したところだが、これによれば、県内水道事業体の約 6 割に当たる 23 事業体が地下水利用への転換事例を把握していた。ただし、事例がないと回答のあったのは 3 事業体のみであり、その他の 15 事業体は把握ができておらず、その正確な実態はつかみきれしていないのが実情である。



・多くが事前に把握できず

その把握方法は、主に、給水契約者の水道使用水量の変化や給水装置の改造工事申請などによるもので、地下水利用への転換後や転換することが決まった後に初めてわかるという事例が多い。

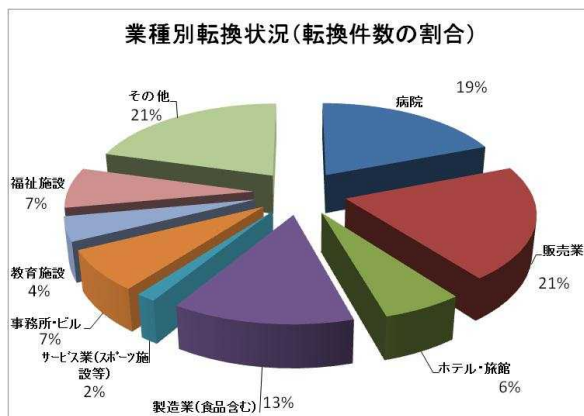
水道使用者が、一度、イニシャルコストをかけて地下水採取の設備を導入してしまうと、設備更新時期までは、トータルコストでなくランニングコストで比較するので、地下水利用の方が安く、水道水への回帰は不利となることから、転換後の把握ではその対応が難しいと言える。



したがって、地下水利用への転換を事前に把握できる手法を検討していく必要がある。

・地下水転換による水道事業者への影響

大口使用者による地下水への転換により、過去5年間（平成19～23年度）で県内水道事業者の推定減収総額は約16億円であった。なお、転換事例を把握していても、減収額までは把握できていない水道事業者もあることから、総額は更に大きくなる可能性がある。



また、業種別での転換件数は、特に病院、販売業、製造業が多い。病院については、厚生労働省からの指導で複数系統の水を確保しているため、件数が増えている。なお、販売業、製造業については、使用水量も多く、対策が必要である。

多くの事業者で、将来人口の伸び悩みにより水需要の増加も期待できなくなっている現状で、こうした減収も水道事業の経営に影響があると考えられ、将来の施設更新などを考えた場合に、いかにして地下水利用への転換を抑制し、固定費¹を回収していくか検討することが重要と思われる。

・少ない対応事例

県内水道事業者において、対策が講じられている事業者は、まだ、前述のとおり少なく、また、検討はするものの対応策を講じるまでには至らない事業者もあった。各事業者とも、まだまだ手探りの状態である。そこで、県では更に、県内水道事業者における具体的な取組事例と検討事例について調査を行った。

1 固定費の考え方については、「新水道ビジョン（厚生労働省健康局）」の「7.3.1 料金制度の最適化」で記載されている。

3 県内水道事業体の取組事例

(1) 水道料金に関する対応策を実施した事例

ア 長門川水道企業団（逡増逡減型料金制度²の導入）H23.4.1～

ある大口使用者から、工場用水を水道水から地下水へ転換する相談を受けた。この時、既に数件の地下水転換により給水量・給水収益が激減し、さらに給水人口の減少傾向によりこの状況に歯止めが掛からず、給水量・給水収益の確保が至上命題の状況であった。

この状況を放任した場合、更に給水量・給水収益が減少することとなり経営状況が悪化してしまうことから、逡増逡減型料金制を導入して大口使用者の繋ぎ止めを図る検討を行った。

地下水ビジネスと対抗でき、かつ経営を損なわない単価を設定するため、月間使用水量 5,001 m³以上について、従量料金単価を下げた場合のシミュレーションを行ない、逡減部分の単価を決定した。

給水条例を改正し、逡増逡減型料金制を平成 23 年 4 月 1 日から施行した。

この料金改定によって大口使用者を繋ぎ止めたことにより、給水収益は減少したものの大幅な減少は食い止めることができ、大口使用者の利用しやすい水道となり、また、有収水量を確保できたことによって給水原価の高騰も避けることができたとのことであった。

2 逡増逡減型料金制度

使用量が増えるに従って料金単価を高くする逡増型の一般的な水道料金体系に、ある一定の使用水量以上からは料金単価が安くなる逡減型の料金体系を併せた、大口使用者に配慮した制度

イ 成田市水道部（大口使用者への料金値上げを抑制）H24.4.1～

市営水道の経営が将来的に赤字になることが見込まれたため、料金値上げの検討を進めたが、大口使用者の地下水への転換事例が出てきたことから、月間使用水量 501 m³以上の大口使用者への従量料金の値上げ幅を抑えることとし、更に月間使用水量 1,001 m³以上については、従量料金を据置とした。

料金改定後は、大口使用者の地下水転換事例は見られないが、大口使用者の料金を現状維持としているため、コスト比較から、今後、地下水へ転換する使用者が増える可能性もあるとのことであった。

(2) 検討したが実施に至らなかった事例

ア 柏市水道部（逡増逡減型料金制度と個別需給給水契約制度³の検討）

「従量料金の引下げ（逡増逡減型料金制度）」、「個別需給給水契約制度」、「現行どおり」の 3 案で検討したが、3 案とも減収となり、減収額の最も少ない「現行どおり」とした。

仮に、大口使用者に対して料金値下げをする上記 2 案を導入したとしても、（ランニング）コスト比較から、一旦、地下水へ転換してしまった使用者が水道水へ戻ることは難しいと思われるとのことであった。

3 個別需給給水契約制度

ある一定規模以上の水量を使用する大口使用者に対して、個別の契約により契約の基準水量を超えた場合に料金単価を安くする制度

イ 流山市水道局（大口使用者特割制度の検討）

平成23年7月、流山市水道事業審議会に「大口利用者の地下水利用対策」について諮問し、平成24年1月、大口使用者特割制度（個別需給給水契約制度）の導入について答申を受けたため、市で検討したが、料金改定による減収額が大きかったため、料金改定を見送った。

今後、区画整理等で新規の大口使用者も増加することが推察されるため、情報収集と検討を継続することとしている。

・事業体により異なる制度導入の効果

長門川水道企業団の場合は、大口使用者から地下水転換に係る事前の相談があったために、協議を行い、逡増逡減型料金制度を導入することで、減収額を大幅に抑えることができた事例である。一方、柏市や流山市は、同じく大口使用者への値下げを検討したにもかかわらず、制度を導入した方がより減収額が大きいとのシミュレーション結果を得て、導入を見送った例である。

水道事業体により、大口使用者の件数や使用水量は異なり、また、今後どの程度地下水転換しそうな使用者が想定されるのかなど、その実情は様々であることから、事業体にとっていかに影響を最小限に抑えられるかという観点から、制度導入の可否を含めよく検討することが必要である。

4 他県の水道事業体における取組事例

他県の取組事例は様々であるが、5つに大別でき、それは更に、大口使用者に対して料金を値下げ又は割引するもの（ ）と、水道料金とは別に固定費相当分を徴収するもの（ ）に分類できる。

（ ）大口使用者に対して料金値下げや割引をする制度

逡増逡減型料金制度² 前橋市、渋川市、京都府長岡京市、
滋賀県草津市、佐賀市など

大口使用者への従量料金が安くなるため、地下水転換への抑制には効果がある。その反面、一定使用水量以上の全ての大口使用者に対し料金値下げを行うこととなるため、その分の減収が伴う。前述のとおり、事業体の実情に応じたシミュレーションが必要である。

個別需給給水契約制度³ 宇都宮市、北九州市、岡山市、北海道美幌町など

メリット、デメリットについては、上記 とほぼ同様と思われるが、一定の水量を使用する大口使用者に基準を一律に適用するのではなく、個別の契約を通じ、使用者ごとの過去の使用量などに応じて基準水量が設定されるなど、

弾力的である。

水道料金減免制度 神奈川県 (H23.4.1~)

地下水から水道水に切り替えた場合、水道料金、加入金を減免する制度。

() 固定費相当分を徴収する制度

固定費負担制度 神戸市 (H23.10.1~)

地下水などの補給水⁴として相応の水道水を希望する場合、水道水の水質適正管理や負担金が必要となる制度。

4 補給水とは、地下水等が何らかの理由で使用できない場合に備えて、通常時から、水道事業者が確保を求められる水道水

バックアップ料金制度 北海道帯広市 (H24.4.1~)

専用水道事業者(大口使用者となることが多い。)が、水道給水契約を継続し、公営水道をバックアップとして利用する場合、「バックアップ料金」の負担を求める制度。

メータ口径に応じたバックアップ料金を徴収することができる。任意契約のため契約を締結した場合に対象となる。

・先進事例の現地調査(平成26年1月実施)

上記、については、他県の取組事例も多く、これを参考に検討した県内事業体もあるが、前述のとおり結果として導入できなかった例もあった。このため、別の視点からの制度として と の事例を調査することとした。

(1) 神戸市水道局(固定費負担制度)(別添資料2参照)

ア 制度導入までの背景

神戸市では、平成15年度以降、膜処理技術の向上などの影響もあり、大口使用者が上水道から地下水利用へ転換する事例が顕著にみられるようになり、水道事業の経営に大きな影響を及ぼしていたことから、平成22年2月「水道事業における地下水利用水道への対応のあり方」について、神戸市上下水道事業審議会に諮問した。

同年3月、同審議会から「現行の料金体系そのもの見直しについては、早急な対応が望まれる対応策としては適しない。」、「地下水利用水道の設置者(水道水を地下水などの補給水として利用する設置者)に対して、(固定費の)適正な負担を求めることが必要である。」との答申を受けたことから、現行の料金体系は維持した上で、固定費負担という形で制度を創設した。

イ 制度の概要(平成23年10月から適用)

水道水を地下水等の補給水として利用する水道使用者に対し、届出の義務、水質の適正管理、固定費の負担を求める制度

地下水等の補給水として利用する地下水等併用水道の設置に関して届出を義務付ける。

水道水が停滞して生じる水質悪化や水道水の急な増量による周辺への赤水発生の恐れがあるため、適時一定流量以上の水道水の使用や水道水の使用量を急増する場合の事前協議などの水道水質の適正管理義務を明確化する。

水道水を地下水などの補給水として利用する使用者と水量についての協定を締結し、固定費部分を負担金として徴収する。(導入時、既設置の使用者に対しては、「当分の間」適用しない経過措置を設けたが、平成25年11月「平成27年秋頃」からの適用予定を発表。)

・固定費負担制度の仕組み

協定水量は、使用者が定める2ヶ月毎の計画で、水道水計画使用水量 + 水道水補給水計画使用水量を決めて設定するものであり、水道水計画使用水量の3倍が協定水量を下回る場合に、その差水量(水道水計画使用水量×3と協定水量の差)に対して負担金が生じる。(下図 A - B 参照)

このため、負担金が生じないように協定水量を少なく設定することも可能だが、実使用水量が協定水量を超えた場合は、違約金(協定水量を超えた水量に係る従量料金の3倍)が発生する。逆に、違約金が発生しないように協定水量を多く設定すると負担金が生じることになる。

また、負担金が生じないようにするため、水道水計画使用水量を実使用水量よりも多く設定する可能性もあるので、この計画使用水量が適正であるのか、市水道局側でのチェックが必要である。

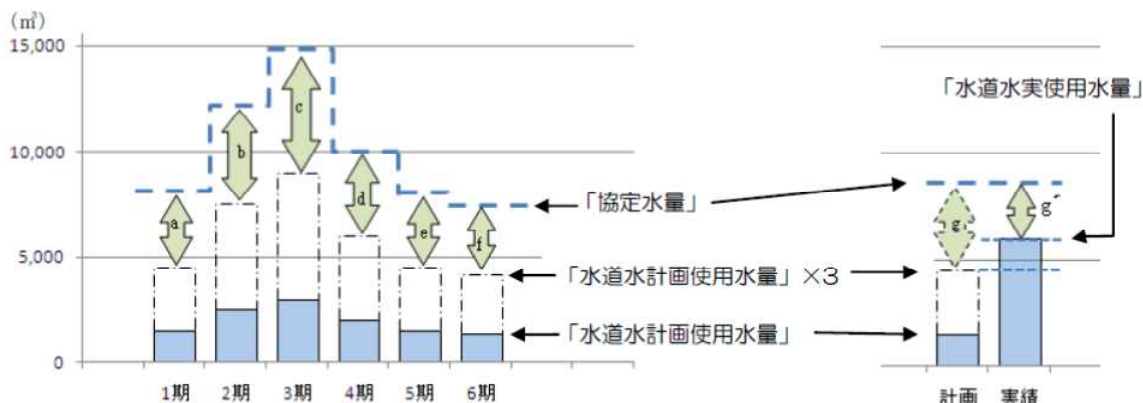
なお、水道水実使用水量が、協定水量より下回る場合で、水道水計画使用水量の3倍を超えたときは、協定水量から水道水実使用水量を差し引いた分の差水量が負担金の対象となる。(下図 A - C 参照)

・なぜ、水道水計画使用水量の3倍なのか

神戸市の基準で、必ず1口径差が生じる水量比である。すなわち、水道水計画使用水量の3倍を超えてしまうと、通常は使われないにもかかわらず、必ず、1つ増径した口径を設置しなければならないため、固定費相当分を回収する必要が生じるものである。

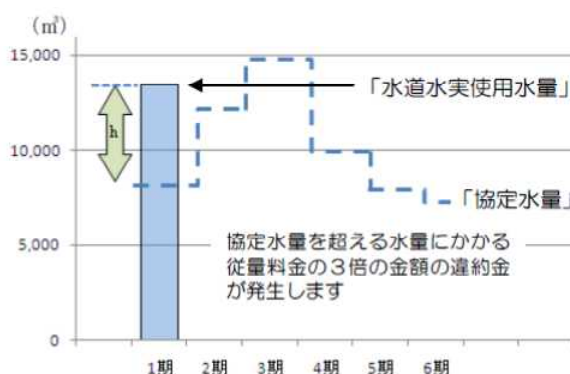
<p>固定費負担金=A-B</p> <p>ただし、水道水実使用水量(60日あたりに換算)が、水道水計画使用水量の3倍を超えた場合は</p> <p>固定費負担金 = A-C</p> <p>A: 協定水量×基準単価(水量区分ごとに計算) B: 水道水計画使用水量×3×基準単価(水量区分ごとに計算) C: 水道水実使用水量×60日/当該期の使用日数×基準単価(水量区分ごとに計算) ※水道水実使用水量は60日あたりの水量に換算して計算します。</p>

◆ 固定費負担のイメージ



- ※固定費負担金は、a、b、c、d、e、fそれぞれの水量について水量区分ごとに基準単価を乗じて計算
- ※水道水実使用水量が「水道水計画使用水量」×3を超える場合は、実使用水量と協定水量との差水量（g）について計算
- ※水道水実使用水量が協定水量を超える場合は違約金が発生

○固定費負担金は期別（2月ごと）に計算し、
年1回まとめてご請求します。



（神戸市水道局ホームページから）

ウ 制度導入後の状況

- ・まだ、固定費負担金を賦課する事例が発生していないが、これは、新規使用者が、地下水等利用への事前相談の中で、固定費負担金が発生しないよう「水道水の利用を増やす」、また、「地下水等の利用そのものを取りやめる」といったケースが見られ、結果として地下水等の使用が抑制され、制度導入の効果があったとのことである。
- ・また、既設置の使用者には適用時期（平成27年秋頃適用予定）や制度について、個別に説明や協議を行っているところであるが、本制度の対応として、負担金を支払うよりは、水道水の使用割合を増やすことを検討している使用者が多いようである。
- ・地下水等併用水道使用計画などの届出義務を条例化したことにより、利用状況の把握ができるようになったとのことである。
- ・この制度は、協定水量を設定する必要があるために、大口使用者との協議・説明や、適正な負担を求めるために計画使用水量と実使用水量のチェックなどが必要となる。

(2) 神奈川県企業庁(水道料金等減免制度)(別添資料3参照)

ア 制度導入までの背景

料金収入減少の主な要因の一つとして企業等における地下水利用への転換の増加があった。併せて、水源費などの費用(固定費)を回収するために、水道水をより多く利用することを誘導する制度を検討する必要があった。

イ 制度の概要(平成23年4月から適用)

地下水利用から県営水道の供給に切り替えた場合の水道料金の減免制度

地下水利用から県営水道の供給に切り替えた場合の水道利用加入金の減免制度

研究所、本社又は工場を立地する場合の水道利用加入金の減免制度

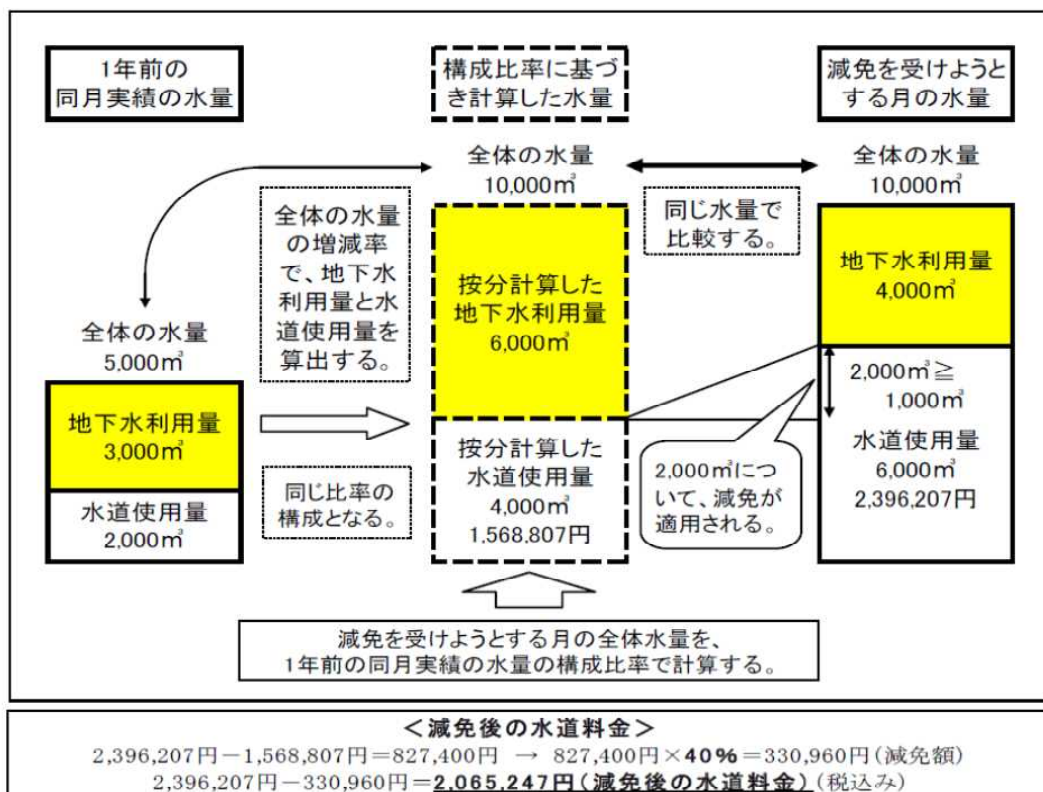
・水道料金減免制度の仕組み

使用者に地下水から県営水道への切替えのインセンティブを与えることを目的とした制度であり、切替えによる増加量に対して40%の減免を行うため、事業体にとっても、減収を伴うものではなく増収の効果がある。

(40%の減免は、原価を下回らない設定としている。なお、福祉減免の割合も40%としている。)

地下水から県営水道への切替えが前年同月比1,000m³以上あることが必要であり、また、使用者側からみると、減免制度を最大限有効に活用するには、地下水から県営水道へ切替えを行うタイミングが重要である。

地下水利用から県営水道への供給に切り替えた場合の水道料金の減免例



(神奈川県企業庁ホームページから)

ウ 制度導入後の状況

- ・数件の使用者が県営水道の供給へ切り替えて、増収となった。
- ・使用量上位約100社に対し、過去及び今後の見込み使用量、地下水使用状況、地下水設備の状況について、アンケート調査を実施し、併せて上位数社に対しては、訪問による情報収集を行い、本制度を活用する使用者の増加を目指している。
- ・平成23年度から実施した制度であり、実際に適用を受けようとする使用者はまだ少ない状況であるが、地下水の設備更新時期や地下水の水質などを理由に、今後、適用が増えることも想定されることである。

5 まとめ

小口径井戸による地下水採取の問題に関連し、国では、地下水が国民共有の財産であるという視点から、地下水保全に係る新たな法制度を検討していると聞いており、県としては、この動向を注視しているところだが、現状では、地盤沈下防止の観点からも、水道事業体の経営悪化を理由としても、新たな規制を設けることは難しい状況である。

したがって、大口使用者による地下水利用への転換に係る問題については、水道事業体が自ら経営上の問題として対応していかなければならないものである。

しかし、現状としては、なかなかその解決策が見いだせておらず、各事業体は、その対応に苦慮しているところである。

今回、県が調査した県外の先進事例等では、各事業体において新たな視点から制度を取り入れており、参考になるものと考えている。

県内事業体の多くで難しかった地下水転換の事前把握については、神奈川県で行っているように、大口使用者に対するアンケートや訪問調査等による情報収集に努めることはもとより、神戸市で導入した「届出義務の制度化」などが参考になるだろう。

また、大口使用者の引き留めのための値下げの検討は、比較検討の結果、かえって制度を導入した方が減額となる場合があるという問題については、固定費を回収するという視点からのアプローチも考えられる。

平成25年3月に策定された国の「新水道ビジョン」では、「固定費と変動費の割合に適合した、将来を見据えた料金体系へ、利用者の影響を抑制しつつ、事業実態に応じた検討を。」、「地下水等の自己水源を利用する企業等への料金賦課方法について、経営的観点での対応を。」と言及されている。

神戸市の固定費負担制度や帯広市のバックアップ料金制度は、これを具現化したものと言えるだろう。神奈川県の水道料金減免制度についても、負担金ではないが、より多くの水道使用水量を確保することにより固定費を回収しようとしている。

更に「新水道ビジョン」では、「水需要減少傾向の現状にあって、従来からの逡増制料金体系についても、緩やかな見直しを。」と指摘しており、将来的には、従来どおりの料金体系から脱却し、より固定費の回収を意識した料金体系の構築が求められている。

各事業体により、その経営状況や置かれた環境は様々であることから、必ずしもある事業体にとっての最善の策が、他の事業にとって同様に最善の策となるとは限らない。様々な選択肢を研究しつつ、その事業体にとって最適な料金制度を見つけ出す努力が欠かせない。本調査が、そのための一助になれば幸いである。

最後に、本調査に御協力いただいた県外及び県内の水道事業体の皆様に厚く御礼申し上げます。

地下水利用への転換状況等調査結果について（概況）

平成 25 年 6 月
千葉県総合企画部水政課

経費節減等を目的とする水道使用者の上水道から地下水への転換が、近年、水道事業体の経営状況に影響を及ぼしていると考えられることから、県内水道事業体（41 事業体）を対象に転換状況等の調査を行った。その結果概況は以下のとおりである。

1. 転換事例

○給水契約者が上水道から地下水利用に、全部又は一部転換した現在までにおける事例は、23 事業体で事例があり、給水契約者の水道使用量の変化や給水装置の改造工事申請などによって、転換事例を把握している。

2. 影響

○各水道事業体は、水道使用者を使用水量などにより大口使用者と定義しており、主なものは、病院(108 件)、製造業(198 件)、教育施設(358 件)などである。

○大口使用者の過去 5 年間(平成 19～23 年度)の転換件数と推定減少水道使用量は、病院(13 件：366,733m³/年)、販売業(14 件：900,119m³/年)、製造業(9 件：486,470m³/年)などであった。(うち専用水道の水源として転換した件数は、病院(8 件)、製造業(8 件)などであった。)

○また、過去 5 年間の推定減収総額は、15 億 97 百万円であり、うち専用水道の水源として転換した減収額は、11 億 61 百万円であった。

3. 対応

各事業体における地下水転換への対応策の検討・実施状況は、水道料金に関する対応（大口使用者の水道料金の軽減）が2 事業体、大口使用者に対する水道利用の PR 等に関する対応が、3 事業体であり、その他の事業体は検討予定なし、検討なしの回答だった。

（地下水の揚水規制で対応している事業体はなかった。）

4. 水道事業体の意見

地下水への転換に関する主な意見は、地下水利用の法規制の創設、
県等による専用水道の適正な管理の義務付け、
地下水利用者負担を求める制度の創設、
水道事業体の地下水利用に対する規制の緩和などがあった。

地下水など水道水以外の水を併用するお客さまへ

平成23年10月1日から、水道水を地下水など水道水以外の補給水として利用することができる設備（地下水等併用水道）を設置する、または設置している場合について、

- 水道局への届出が必要になります
- 水道水の水質の適正管理が必要になります

また、地下水などの補給水として相応の水道水を希望される場合は、

- 負担金が必要となります（すでに地下水等併用水道を設置している場合については、次ページの※注7）に該当する場合を除き、当分の間対象外とします。）

※注1) 「地下水など水道水以外」の水とは、河川水、雨水、海水、工業用水道、下水再生水など、神戸市水道局から供給する水道水以外の水を指します。（温泉水のほか、継続的に運搬利用する水も含まれます。）

※注2) 「補給水として利用する」とは、地下水など水道水以外の水が利用できなくなる事態（十分な水量を確保できなくなった場合も含む）などにおいて、それを補うために利用することをいいます。

■ 届出

◆ 対象

水道水を地下水などの補給水として利用可能な設備を設置する、またはすでに設置している場合ただし、水道のメーター口径20mm以下（マンションなど集合住宅等における各戸メーターを除く）の設備は対象となりません。

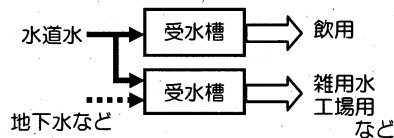
※注3) 届出を行った地下水などの設備について、計画使用水量に関わる設備の増設工事・改造工事（更新工事を含みます）を行う場合や、使用者の変更、計画使用水量の変更など届出内容に変更がある場合、廃止する場合などには、新たに届出を提出する必要があります。

○地下水等併用水道（事例）

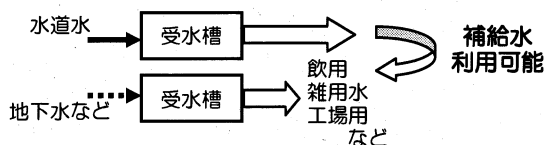
①水道水と地下水などを混合して、一体利用する設備の場合



②飲用以外の雑用水などに地下水などを併用する場合



③水道水の給水装置と地下水などの設備は独立しているが、水道水の補給水利用が可能な場合



※水道水を補給水として利用する計画がなくても、補給水として水道水を利用することが可能な設備である場合については届出をしていただく必要があります。

◆届出の時期

○平成23年10月1日以降に新たに設備を設置する方 ⇨ 地下水等併用水道を設置する工事に着手する日の前日まで（ただし、工事に着手する前に、水道の給水装置工事の承認申請が必要な場合は、給水装置工事の申し込みを水道局に行う日まで）

※注4) 水道水を地下水などの補給水として利用可能な設備を設置する予定がある場合は、水道水の給水装置自体を変更する予定がない場合でも、事前に水道局までご連絡ください。また、別途「地下水等併用水道設置事前協議兼確認書」の提出が必要となります。

※注5) 平成23年10月1日時点ですでに地下水等併用水道を設置している方は、平成23年10月1日以前から地下水等併用水道を設置していることが判断できる資料の提出が必要となります。

◆届出の方法

○提出書類 「地下水等併用水道使用計画書兼誓約書」、図面 等

※注6) 施設所在地、当該設備による給水開始日、計画使用水量、給水を受ける人員等を記入。

※注7) 新たに設備を設置する場合、別途「地下水等併用水道設置事前協議兼確認書」の提出が必要となります。

○提出先 新設工事または増設・改造工事の届出 ・ ・水道局事業部配水課給水装置係

平成23年10月1日現在既に設置している場合の届出 ・ ・水道局各センター（郵送可）

・届出様式は、水道局配水課、各センターに設置しています。また、神戸市水道局ホームページ（<http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/waterworks/water/index.html>）からもダウンロードできます。

■ 水道水の水質の適正管理

地下水などの使用により水道水が停滞して生じる水質悪化や水道水の急な増量による周辺への赤水発生の可能性があります。そのためには、

- ・ 水質保持のため適時一定流量以上の水道水を流す
- ・ 水道水の使用量を急増する場合には事前に水道局と協議しその指示に従う など

水道局の指導に基づいて、水道水の水質の適正管理をしていただく必要があります。

■ 水道水を補給水として利用する場合の負担金

地下水等併用水道の新設工事、増設・改造工事を行う場合は、水道水の利用計画について水道局と協定を締結していただき、相応の補給水を希望される場合については固定費負担金が必要となります。

※注8) 平成23年10月1日現在、すでに地下水等併用水道を設置している場合、または地下水等併用水道の新設工事、増設・改造工事に着手している場合は、経過措置として当分の間、負担の対象外となります。ただし、平成23年10月1日以降に、当該地下水等併用水道について、①計画使用水量に関わる設備の増設又は改造を行った場合、②平成23年10月1日現在工事着手していた工事内容を以後に変更した場合、③所有権移転等により権原の承継（包括承継を除く）を行った場合は負担の対象となります。

◆水道局事業部配水課給水装置係（市役所4号館7階）

〒650-8570 中央区加納町6-5-1 Tel078-322-5887

◆水道局各センター（ ）内が担当区域です

東部センター（東灘区・灘区）	〒658-0081	東灘区田中町5-3-23	Tel078-451-2020
中部センター（中央区・兵庫区）	〒650-0016	中央区橋通3-4-2	Tel078-341-5451
西部センター（長田区・須磨区）	〒654-0026	須磨区大池町5-6-30	Tel078-733-6601
垂水センター（垂水区・西区）	〒655-0006	垂水区本多間2-11-1	Tel078-784-0550
北センター（北区）	〒651-1233	北区日の峰1-14-1	Tel078-582-4000

水道局ホームページもご覧ください <http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/waterworks/water/index.html>

固定費負担金について

地下水など水道水以外の水の補給水（水質悪化、枯渇等のほか水道水以外の水が利用できなくなる事態に備えた水）として、水道水の給水を希望される場合は、水道料金とは別に固定費負担金が必要となる場合があります。

【神戸市水道条例第31条の7～第31条の10】

■水道水と地下水などの具体的運用について、水道局と協定を締結していただきます

地下水等併用水道*の新設工事、増設・改造工事（更新工事を含みます）を行う場合は、期別（2月ごと）に

- ・「水道水計画使用水量」
- ・「水道水計画使用水量+水道水補給水計画使用水量（協定水量）」

などについて水道局と協定を締結していただきます。

*地下水等併用水道：水道水を地下水など水道水以外の補給水として利用することができる設備

※平成23年10月1日現在、地下水等併用水道を設置している場合、または地下水等併用水道の新設工事、増設・改造工事に着手している場合は、経過措置として当分の間、負担の対象外となります。（ただし、平成23年10月1日以降に、当該施設について、①計画使用水量に関わる設備の増設・改造工事を行った場合、②平成23年10月1日現在工事着手していた工事内容を以後に変更した場合、③所有権移転等により権原の承継（包括承継を除く）を行った場合を除く。）

※協定水量については、実際のご使用状況を踏まえて修正をお願いすることがあります。

※協定水量を超えて水道水の使用があった場合は、違約金（超えた水量に係る従量料金の3倍）が発生します。

■固定費負担金は下記のように決定します

協定にもとづき、期別（2月ごと）に、「協定水量」が「水道水計画使用水量」の3倍を上回るものについて負担を求めます。

※負担金額の計算は、下記（枠内）の算式により、水量区分に応じた基準単価を乗じて計算します。（負担金は年1回まとめてご請求させていただきます。）

※「協定水量」が「水道水計画使用水量」の3倍を超えないとき、または、2月ごとの期間（各期）における水道水の最大補給水計画使用水量が100m³未満の場合は、負担は生じません。

※「水道水実使用水量」が「水道水計画使用水量」の3倍を超えた期については、「協定水量」が「水道水実使用水量」を上回るものについて負担を求めます。

固定費負担金=A-B

ただし、水道水実使用水量（60日あたりに換算）が、水道水計画使用水量の3倍を超えた場合は

固定費負担金 = A-C

A：協定水量×基準単価（水量区分ごとに計算）

B：水道水計画使用水量×3×基準単価（水量区分ごとに計算）

C：水道水実使用水量×60日／当該期の使用日数×基準単価（水量区分ごとに計算）

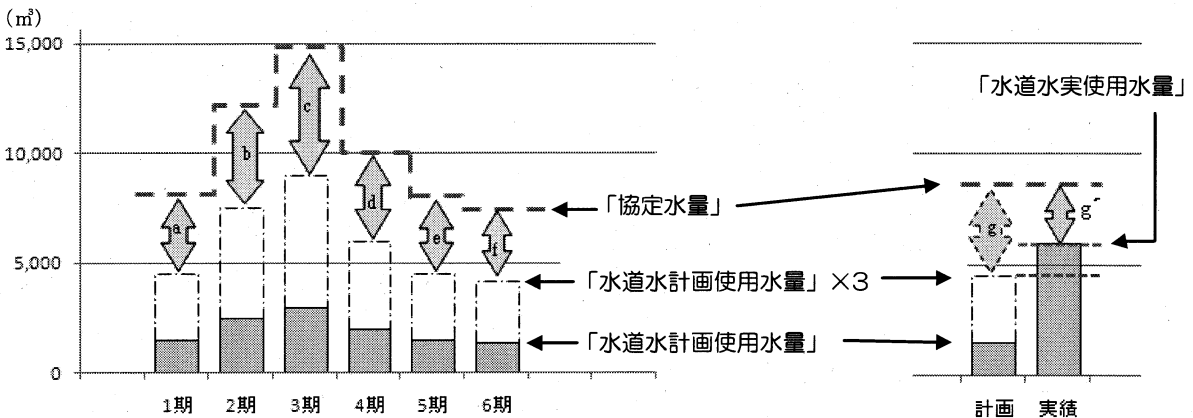
※水道水実使用水量は60日あたりの水量に換算して計算します。

◆ 基準単価（消費税込）

一般用	
水量区分（1戸または1か所 当たり、2月につき）	基準単価 （1m ³ につき）
～40m ³	131.25円
41～60m ³	136.50円
61～200m ³	194.25円
201m ³ ～	225.75円
公衆浴場用	
1m ³ ～	89.25円
共用家事用	
20m ³ ～	68.25円

業務用	
水量区分（1戸または1か所 当たり、2月につき）	基準単価 （1m ³ につき）
～60m ³	162.75円
61～120m ³	204.75円
121～200m ³	241.50円
201～600m ³	262.50円
601～2,000m ³	299.25円
2,001m ³ ～	325.50円
（六甲山上水道）	
～60m ³	157.50円
61～120m ³	204.75円
121～200m ³	231.00円
201～600m ³	252.00円
601～2,000m ³	288.75円
2,001m ³ ～	315.00円

◆ 固定費負担のイメージ

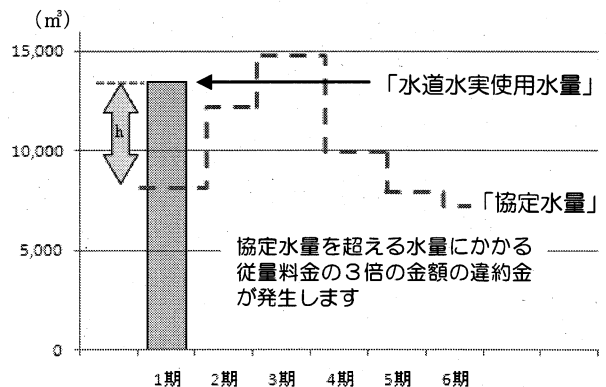


※固定費負担金は、a、b、c、d、e、fそれぞれの水量について水量区分ごとに基準単価を乗じて計算

※水道水実使用水量が「水道水計画使用水量」×3を超える場合は、実使用水量と協定水量との差水量（g'）について計算

※水道水実使用水量が協定水量を超える場合は違約金が発生

○固定費負担金は期別（2月ごと）に計算し、
年1回まとめてご請求します。



地下水など水道水以外の水を併用するお客さまへ

掲載日 2013年11月1日

【お知らせ】

既存利用者の方への固定費負担の適用について

神戸市水道局では、神戸市水道条例を改正し、水道水と地下水等を併用する場合について、「届出の義務」「水質の適正管理」「固定費の負担」を求める制度を新設し、平成23年10月1日から実施しています。

この中で、「固定費の負担」については、同日前から併用して利用している既存利用者に対しては、「当分の間」適用しないとする経過措置を設けています。

条例改正から2年が過ぎ、現在、これまでの適用状況等を踏まえながら、協定締結の方法などを含めた検討を進めているところですが、既存利用者への固定費負担については、「平成27年秋頃」からの適用を目途とする予定です。

なお、経過措置が終了すると、既存利用者の方々についても、水道水等の使い方について、水道局と協定の締結が必要となります。協定には期別(2月ごと)の水道水及び地下水等の使用水量等が必要となりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

協定締結等に関して、ご不明な点がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

※市議会に改正条例案を上程し、審議していただき議決をいただいた上でのこととなりますので、適用時期は確定したものではありません。

お問合せ先
神戸市水道局事業部配水課
Tel 078-322-5887

別添資料3 神奈川県企業庁ホームページより抜粋

県営水道からのお知らせ 水道料金・水道利用加入金の減免制度を導入します

県営水道では、平成23年度から、給水区域内の企業等が、地下水利用から県営水道の供給に切り替えた場合の水道料金と水道利用加入金の減免制度を、また、研究所、本社又は工場を立地する場合の水道利用加入金の減免制度を導入します。

制度の概要は次のとおりです。

I 地下水利用から県営水道の供給に切り替えた場合の水道料金の減免制度

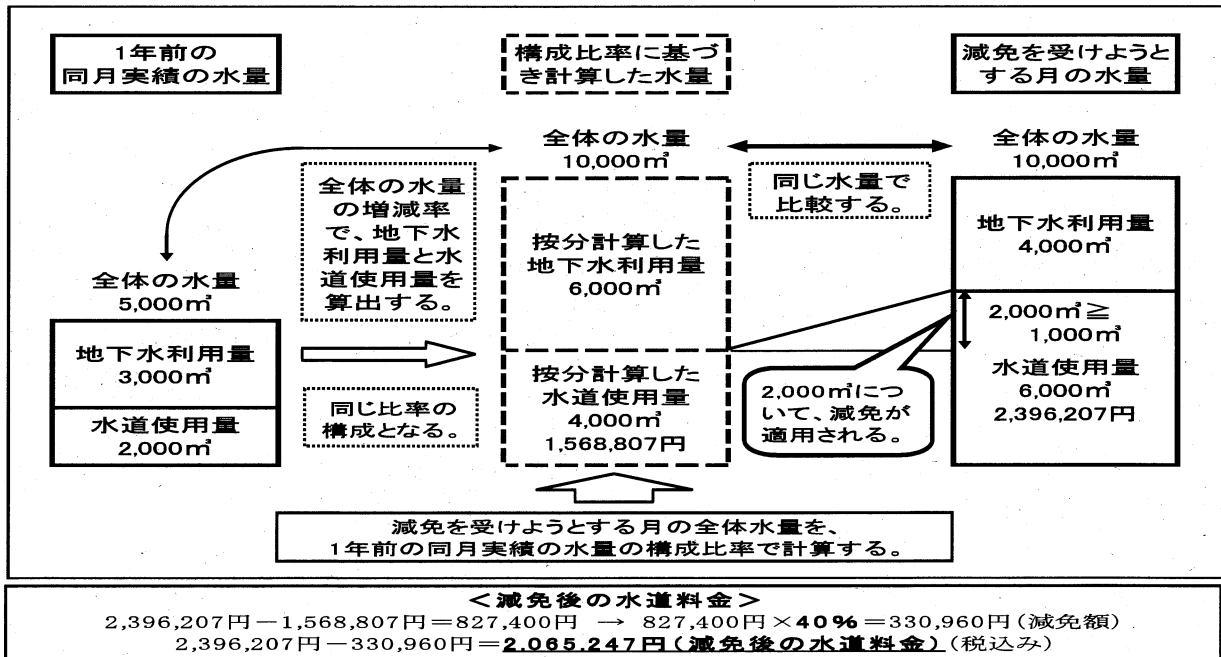
1 減免を受けることができるお客さま（次のすべての要件を満たす必要があります。）

- ① 水道料金が「業務用料金」の適用を受けていること
- ② 減免申請をする所在地で地下水から県営水道に切り替える以前に地下水を1年以上利用していたこと
- ③ 地下水から県営水道に切り替えた後、月当たり1,000 m³以上の切り替え実績があること
- ④ 地下水から県営水道に切り替えた日から1年以内に減免の申請を行なうこと
- ⑤ 地下水から県営水道に切り替える以前の1年間と、切り替えた日以降の毎月の地下水利用量が確認できる書類を水道営業所に提出すること

2 減免の額

申請のあった月の翌月分から、地下水を県営水道に切り替えたことによる水道使用量の増加量が1,000 m³以上の月について、増加した水道使用量に対する水道料金の40%を減免します。

水道料金の減免計算の例



3 減免の手続き（減免申請の前に、減免要件確認のため、次の書類による事前相談が必要となります。）

事前相談書、減免申請書（事前相談の時点で必要な事項を記入したもの）、次の添付書類（写し可）

- 地下水施設の仕様が確認できる書類、地下水から県営水道に切り替える前の1年間と切り替え日から申請日までの地下水利用量が確認できる書類、地下水施設に設置されている水量測定器の設置場所や仕様が確認できる書類等

4 減免要件の確認

事前相談後に減免申請書を提出していただき、地下水施設等の現地確認と申請内容の確認をさせていただきます。その後、減免要件の確認結果をお知らせします。

II 地下水利用から県営水道の供給に切り替える場合の水道利用加入金の減免制度

1 減免を受けることができるお客さま（次のいずれかの要件を満たす必要があります。）

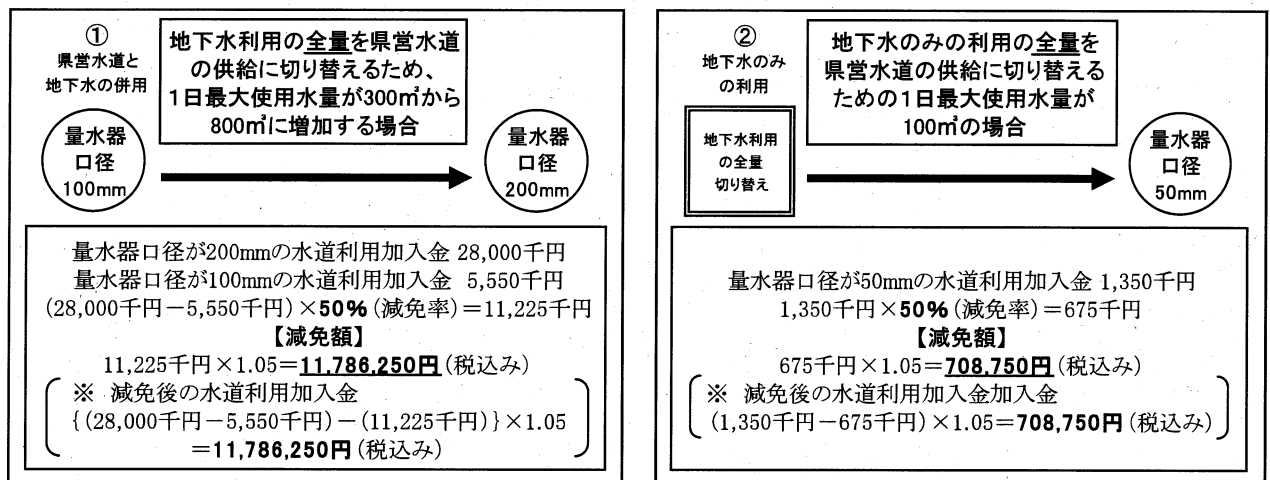
- ① 県営水道と地下水を併用している場合で、1年以上利用している地下水の全量を県営水道の供給（業務用料金）に切り替えるため、給水装置としての量水器の口径を大きくすること
- ② 県営水道の給水区域内で地下水のみを1年以上利用している場合で、全量を県営水道の供給（業務用料金）に切り替えるため、新規の水道利用申し込みを行なうこと

2 減免の額

新規の水道利用申し込みや給水装置の口径を大きくする場合、申請により、水道利用加入金の額から50%を減免します。

〔 水道利用加入金について、新規の場合は50%を減免、口径を大きくする場合は口径区分の差額の50%を減免します。 〕

地下水利用から県営水道の供給に切り替える場合の水道利用加入金の減免例



3 減免の手続き（減免申請の前に、減免要件確認のため、次の書類による事前相談が必要となります。）

事前相談書、減免申請書（事前相談の時点で必要な事項を記入したもの）、次の添付書類（写し可）

〔 地下水施設の仕様が確認できる書類、地下水から県営水道に切り替える前の1年間の地下水利用量が確認できる書類、地下水施設に設置されている水量測定器の設置場所や仕様が確認できる書類等 〕

4 減免要件の確認

事前相談後に減免申請書を提出していただき、減免要件の確認結果をお知らせします。また、水道利用加入金の納付後、給水装置工事の完成検査と合わせて地下水施設等を確認させていただきます。

■水道料加入金の金額表（税抜き）

量水器の区分 (口径)	加入金額(計) (A)+(B)	条例で定める額 (A)	管理者が別に 定める額(B)
25mm以下	120千円	120千円	—
25mm超～40mm以下	875千円	875千円	—
40mm超～50mm以下	1,350千円	1,350千円	—
50mm超～75mm以下	3,250千円	3,250千円	—
75mm超～100mm以下	5,550千円	5,550千円	—
100mm超～150mm以下	12,500千円	12,500千円	—
150mm超～200mm以下	28,000千円	12,500千円	15,500千円
200mm超～250mm以下	50,000千円	12,500千円	37,500千円
250mm超～300mm以下	83,000千円	12,500千円	70,500千円

■水道料金表（業務用、1ヶ月、税抜き）

使用水量	単価
(基本料金) 8㎡以下	710円
8㎡超～50㎡以下	201円/㎡
50㎡超～100㎡以下	221円/㎡
100㎡超～300㎡以下	280円/㎡
300㎡超～1,000㎡以下	337円/㎡
1,000㎡超～10,000㎡以下	394円/㎡
10,000㎡超	436円/㎡

Ⅲ 研究所、本社又は工場を立地する場合の水道利用加入金の減免制度

1 減免を受けることができるお客さま（新規に給水装置工事を申し込む場合は次のすべてを、給水装置の口径を大きくする場合は次の①から③までを満たす必要があります。）

- ① 設置する給水装置としての量水器の口径が50mm以上、かつ、増加する1日最大使用水量が50m³以上となる給水装置工事を行なうこと
- ② 製造業等に係る研究所、本社又は工場を立地するための給水装置工事を申し込むこと
- ③ 水道料金が「業務用料金」の適用を受けること
- ④ 給水装置工事の対象となる施設を次の用途地域に立地すること

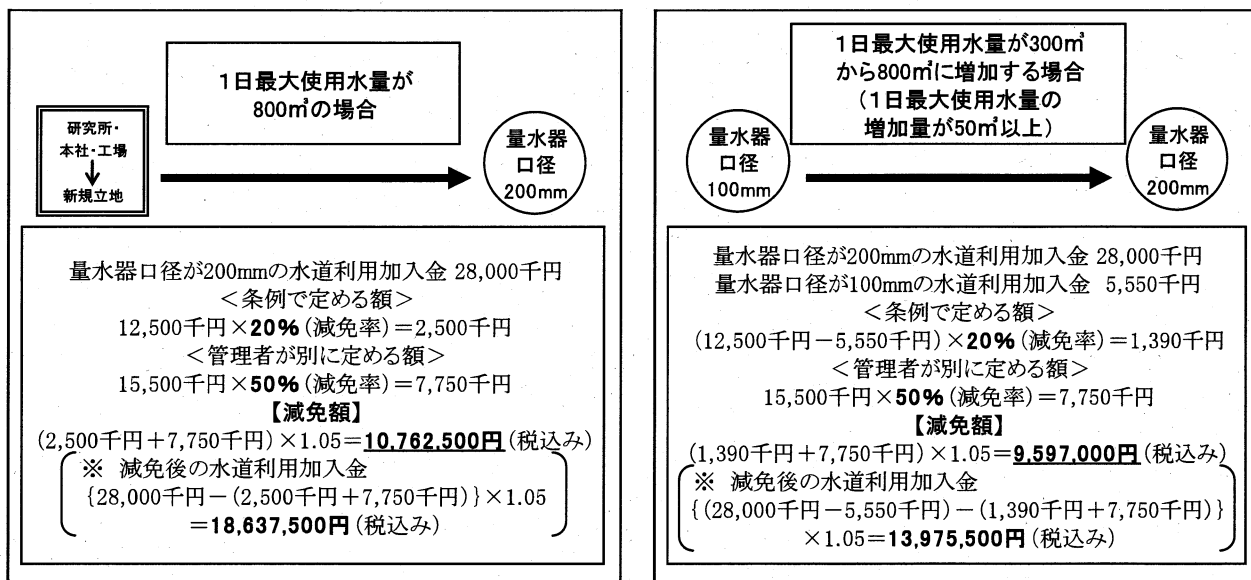
施設	用途地域
研究所・本社	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
工場	準工業地域、工業地域、工業専用地域

2 減免の額

新規の水道利用申し込みや給水装置の口径を大きくする場合、申請により、水道利用加入金の額から20%又は50%を減免します。

〔 量水器の口径が150mm以下の場合には水道利用加入金の20%を減免し、量水器の口径が150mm超の場合には「条例で定める額」の20%と「管理者が別に定める額」の50%の合計額を減免します。 〕

研究所、本社又は工場を立地する場合の水道利用加入金の減免例



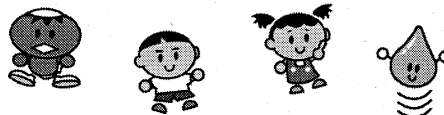
3 減免の手続き（減免申請の前に、減免要件確認のため、次の書類による事前相談が必要となります。）

事前相談書、減免申請書（事前相談の時点で必要な事項を記入したもの）、次の添付書類（写し可）

〔 会社説明書、商品カタログ、事業計画書、商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、建築確認申請書類（第2号様式第1面～5面及び図面）、用途ごとの延床面積の内訳が確認できる書類等 〕

4 減免要件の確認

事前相談後に減免申請書を提出していただき、減免要件の確認結果をお知らせします。また、水道利用加入金の納付後、給水装置工事の完成検査と合わせて対象施設を確認させていただきます。



【減免制度に関するQ & A】

I 地下水利用から県営水道の供給に切り替えた場合の水道料金の減免制度 関係

〔問1〕地下水から県営水道の供給に切り替えた場合とは

答1 切替え前の全体の水量に対する水道使用量の比率よりも、切替え後の水道使用量の比率が高くなっていることを確認します。

〔問2〕1つの給水装置に対して複数の地下水施設がある場合は

答2 すべての地下水施設を県営水道の供給に切り替える場合と、その内の一部を切り替える場合があるため、申請時に切り替える地下水施設を特定していただきます。

〔問3〕毎月の地下水利用量の確認は

答3 地下水施設に水量測定器を設置していただき、その数量を毎月報告していただきます。
(水量測定器が設置されていない場合は、設置をお願いします。)

〔問4〕既に水道料金の減免制度の適用を受けている場合は

答4 複数の減免制度を同時に適用いたしません。地下水利用から県営水道の供給に切り替えた場合の減免制度を受けるときは、現在受けている水道料金の減免制度の適用が解除されることとなります。

II 地下水利用から県営水道の供給に切り替える場合の水道利用加入金の減免制度 関係

〔問5〕1つの給水装置に対して複数の地下水施設があり、その内の一部の地下水施設を全面転換する場合は

答5 減免の適用対象とはなりません。(すべての地下水施設を全面転換する場合には適用されます。)

〔問6〕1つの地下水施設を全面転換して複数の給水装置工事の申込みをする場合は

答6 申請者が選択した1つの給水装置工事の水道利用加入金のみが減免の適用対象となります。

III 研究所、本社又は工場を立地する場合の水道利用加入金の減免制度 関係

〔問7〕1日最大使用水量 50m³以上の増加とは

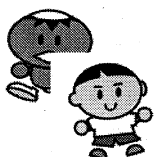
答7 給水装置工事申込書にご記入いただく給水需要量により確認します。

〔問8〕製造業等とは

答8 日本標準産業分類における「製造業」及び、製造に係る「学術研究、専門・技術サービス業」のうち自然科学研究所に該当するものです。

減免制度についてのお問い合わせは

神奈川県企業庁企業局水道部経営課
経営企画グループ 電話 045-210-7219 (直通)



減免手続きは、お客さまの給水区域を所管する水道営業所で行います

●相模原水道営業所	相模原市中央区光が丘 2-18-56	042-755-1132
●相模原南水道営業所	相模原市南区相模大野 6-3-1	042-745-1111
●津久井水道営業所	相模原市緑区中野 252-1	042-784-4822
●鎌倉水道営業所	鎌倉市御成町 12-18	0467-22-6200
●藤沢水道営業所	藤沢市鶴沼石上 2-6-2	0466-27-1211
●茅ヶ崎水道営業所	茅ヶ崎市本村 4-5-22	0467-52-6151
●平塚水道営業所	平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711
●厚木水道営業所	厚木市水引 2-3-1	046-224-1111
●海老名水道営業所	海老名市上郷 717	046-234-4111
●大和水道営業所	大和市西鶴間 3-12-18	046-261-3256
●箱根水道営業所	足柄下郡箱根町宮城野 626-11	0460-82-4306